

旭川医科大学事務局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野 丈夫

旭川医科大学事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

旭川医科大学事務局事務分掌規程（平成16年旭医大達第24号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1条～第14条の2（略） （研究支援課）</p> <p>第15条 研究支援課にその事務を分掌させるため、次の3係<u>及び専門職員</u>を置く。</p> <p>(1) 研究企画係 (2) 研究協力係 (3) 社会連携係</p> <p>第16条 研究企画係においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 研究支援課の所掌事務についての総括及び連絡調整に関する こと。 (2) 研究支援の企画立案に関すること。 (3) 治験に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。) (4) その他研究支援課所掌事務のうち、他の係の所掌に属しない 事務に関すること。</p> <p>第17条 研究協力係<u>及び専門職員</u>においては、次の事務をつかさど る。</p>	<p>第1条～第14条の2（略） （研究支援課）</p> <p>第15条 研究支援課にその事務を分掌させるため、次の3係を置く。</p> <p>(1) 研究企画係 (2) 研究協力係 (3) 社会連携係</p> <p>第16条 研究企画係においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 研究支援課の所掌事務についての総括及び連絡調整に関する こと。 (2) 研究支援の企画立案に関すること。 (3) 治験に関すること。 (4) その他研究支援課所掌事務のうち、他の係の所掌に属しない事 務に関すること。</p> <p>第17条 研究協力係においては、次の事務をつかさどる。</p>

- (1) 研究戦略に関すること。
- (2) 研究情報の公開・活用に関すること。
- (3) 競争的資金等の申請及び報告に関すること。
- (4) 科学研究費補助金等の申請及び報告に関すること。
(削除)
- (5) 倫理委員会及び倫理委員会専門委員会に関すること。(新設)
(削除)
- (6) 研究不正防止に関すること。
- (7) 特定臨床研究に関すること。(新設)
- (8) その他研究協力に関すること。

第18条 社会連携係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 民間機関等との共同研究及び受託研究の受入れ等に関すること。
- (2) 寄附講座に関すること。(新設)
- (3) 知的財産に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)
- (4) 利益相反に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)
- (5) 地域住民等の生涯学習に関すること。
- (6) 国際連携及び地域連携に関すること。
- (7) 国際交流に関すること。
- (8) その他産学連携に関すること。

第19条～第35条(略)

(学生支援課)

第36条 学生支援課にその事務を分掌させるため、次の5係を置く。

- (1) 学生総務係
- (2) 看護学科事務係

- (1) 研究戦略に関すること。
- (2) 研究情報の公開・活用に関すること。
- (3) 学術奨励、研究助成等に関すること。
- (4) 科学研究費補助金等の申請及び報告に関すること。
- (5) 寄附講座に関すること。
- (6) 中央研究組織に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)。
- (7) 公的研究費の監査体制に関すること。
- (8) その他研究協力に関すること。

第18条 社会連携係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 民間機関等との共同研究及び受託研究の受入れ等に関すること。
- (2) 知的財産に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)
- (3) 利益相反に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)
- (4) 地域住民等の生涯学習に関すること。
- (5) 国際連携及び地域連携に関すること。
- (6) 国際交流に関すること。
- (7) その他産学連携に関すること。

第19条～第35条(略)

(経営企画課)

第36条 経営企画課にその事務を分掌させるため、次の5係及び専門職員(経営戦略担当)を置く。

- (1) 病院庶務係
- (2) 経営管理係

- (3) 教育企画係
- (4) 教務係
- (5) 大学院・留学生係

第37条 学生総務係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 中期目標・中期計画及び年度計画、大学の教育研究活動等の点検及び評価のうち学生支援課の所掌に関する事。
- (2) 調査統計及び諸報告に関する事（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 学生生活に係わる相談に関する事。
- (4) 課外活動に関する事。
- (5) 新入生研修に関する事。
- (6) 課外活動施設・設備の管理及び使用に関する事。
- (7) 学生の福利厚生施設・設備の管理及び使用に関する事。
- (8) 入学科及び授業料の免除、又はその徴収猶予に関する事。
- (9) 各種奨学金に関する事。
- (10) 学生に係わる各種保険に関する事。（新設）
- (11) アルバイト情報に関する事。（新設）
- (12) 下宿及びアパート情報に関する事。（新設）
- (13) 更衣ロッカーの管理に関する事。（新設）
- (14) 遺失物及び拾得物に関する事。（新設）
- (15) 広報誌「かぐらおか」の発行に関する事。（新設）
- (16) 学生のキャリアプラン支援に関する事（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。（新設）
- (17) 保健管理センターの事務に関する事。（新設）
- (18) 学友会に関する事。（新設）
- (19) その他学生支援課の所掌事務のうち、他の係の所掌に属しない事務に関する事。（新設）

第38条 看護学科事務係においては、次の事務をつかさどる。

- (3) 医療情報係
- (4) 診療情報管理係
- (5) 包括医療管理係

第37条 病院庶務係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 病院の庶務事務についての総括及び連絡調整に関する事。
- (2) 病院運営委員会、病院長補佐会議、医長連絡会その他の会議に関する事（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 医療法関係法令に基づく申請等に関する事。
- (4) 病院の調査統計その他諸報告に関する事。
- (5) 病院の評価に関する事。
- (6) 病院の広報に関する事。
- (7) 病院長秘書に関する事。
- (8) 病院に係る個人情報に関する事。
- (9) その他経営企画課所掌の事務のうち、他の係の所掌に属しない事務に関する事。

第38条 経営管理係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 看護学科に所属する教員に関すること（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 看護学科の学生に関すること（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 看護学科に係る文書の収受に関すること。
- (4) その他看護学科の事務に関すること。
(削除)

第39条 教育企画係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 教育センターの事務に関すること。
- (2) 教務に関する総括及び連絡調整に関すること。
- (3) 教育課程の編成に関すること。
- (4) 入学及び卒業に関すること。
- (5) 共用試験（OSCE, CBT）に関すること。
- (6) 国家試験に関すること。
- (7) 教育方法等の改善に関すること。
- (8) 教務・厚生委員会等関係委員会に関すること。（新設）
- (9) 教務・厚生補導関係の諸規程に関すること。（新設）

第40条 教務係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 修学指導に関すること。
- (2) 授業及び試験に関すること。
- (3) 休学、転学、退学、除籍及び懲戒に関すること。
- (4) 聴講生、特別聴講学生、科目等履修生等に関すること。（新設）
- (5) 学業成績の記録及び管理に関すること。（新設）
- (6) 学籍簿の記録及び管理に関すること。（新設）
- (7) 学生証の発行に関すること。（新設）

- (1) 病院収入に係るデータの収集及び検証に関すること。
- (2) 病院収入に係るデータの整理、保管及び提供に関すること。
- (3) 病院費用に係るデータの収集及び検証に関すること。
- (4) 病院費用に係るデータの整理保管及び提供に関すること。
- (5) 病院管理会計システムの運用に関すること。

第39条 医療情報係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 医療情報及び医事情報システムについての総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 医療情報用電子計算機（以下「電算機」という。）による情報収集と解析に関すること。
- (3) 電算機の利用に係る企画立案に関すること。
- (4) 電算機の利用に係る事務の調査及び分析に関すること。
- (5) 電算機による事務処理に必要なシステム分析、設計及びプログラミングに関すること。
- (6) 電算機並びに周辺機器等の維持管理及び運転操作に関すること。
- (7) 電算機の利用に係るデータ及びファイルの管理に関すること。

第40条 診療情報管理係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 診療記録等の管理に関すること。
- (2) 診療情報等の管理に関すること。
- (3) 院内がん登録に関すること。

- (8) 各種証明書の発行に関すること。（新設）
- (9) 学士の学位に関すること。（新設）
- (10) 授業評価に関すること。（新設）
- (11) 単位互換に関すること。（新設）
- (12) 非常勤講師に関すること。（新設）
- (13) 医学チュートリアルに関すること。（新設）
- (14) 早期体験実習に関すること。（新設）
- (15) 臨床実習（地域医療実習を含む。）に関すること。（新設）
- (16) 臨地看護学実習に関すること。（新設）
- (17) 関連教育病院に関すること。（新設）
- (18) 実習教育関係の委員会に関すること。（新設）
- (19) 受託実習生等に関すること。（新設）

第41条 大学院・留学生係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学院に係る前条第1号及び第3号から第8号までに掲げる事務 に関すること。
- (2) 教育課程の編成及び授業に関すること。
- (3) 研究生及び特別研究学生等に関すること。（新設）
- (4) 外国人留学生に関すること。（新設）
- (5) 修士、博士の学位に関すること。（新設）
- (6) 学位論文に関すること。（新設）
- (7) ティーチング・アシスタントに関すること。（新設）
- (8) 大学院関係の委員会に関すること。（新設）
（図書館情報課）（新設）

第42条 図書館情報課にその事務を分掌させるため、次の4係及び専門職員（情報企画担当）を置く。

- (1) 図書館総務係
- (2) 情報管理係
- (3) 情報サービス係

第 41 条 包括医療管理係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) DPC 包括評価における DPC コーディングデータの点検及び精度評価に関すること。
- (2) DPC 包括評価における DPC コーディングデータの統計に関すること。

第 42 条 専門職員（経営戦略担当）は次の事務をつかさどる（他の課及び係の所掌に属するものは除く。）。

- (1) 本院の医業収支に係る経営分析に関すること。
- (2) 本院の経営改善の方策に係る提案、調査及び連絡調整に関すること。
- (3) その他病院の経営戦略に関すること

(4) 情報企画係 (新設)

(削除)

第43条 図書館総務係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 図書館事務についての総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 図書館の調査統計その他諸報告に関すること。
- (3) 図書館委員会その他会議に関すること。
- (4) 図書館の諸規程に関すること。
- (5) 図書館資料の会計経理に関すること。
- (6) 研究フォーラムの発行に関すること。
- (7) その他図書館情報課の所掌事務のうち、他の係の所掌に属しない事務に関すること。

(削除)

第44条 情報管理係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 図書館資料の選定に関すること。
- (2) 図書館資料の受入、登録及び管理に関すること。
- (3) 図書館資料の整理 (分類, 目録, 装備等) に関すること。
- (4) 図書館資料の保存及び配架に関すること。
- (5) 図書館資料の製本に関すること。
- (6) 図書館の電子計算機管理に関すること。
- (7) 旭川医科大学学術成果リポジトリの管理に関すること。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

第45条 情報サービス係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 図書館資料の閲覧及び貸出しに関すること。

(医療支援課)

第43条 医療支援課にその事務を分掌させるため、次の8係を置く。

- (1) 医療支援係
- (2) 地域連携係
- (3) 社会福祉係
- (4) 医療安全係
- (5) 入院支援係
- (6) 入院係
- (7) 外来係

(8) 収納係

第44条 医療支援係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 医療支援課の所掌事務についての総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 社会保険等の診療契約に関すること。
- (3) 先進医療に関すること。
- (4) 治験に係る診療費に関すること。
- (5) 病院の診療に係る諸規程に関すること。
- (6) 診療情報の提供に関すること。
- (7) 患者の苦情相談に関すること (他の係の所掌に属するものを除く。)
- (8) 病院内の案内に関すること。
- (9) 病院におけるボランティア活動に関すること。
- (10) ファミリーハウスに関すること。
- (11) 病院ライブラリーに関すること。
- (12) その他医療支援課所掌の事務のうち、他の係に属しない事務に関すること。

第45条 地域連携係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 地域の医療機関等との連携に関すること (他の係の所掌に属す

- (2) 図書館施設・設備の利用に関すること。
- (3) 図書館資料の相互利用に関すること。（新設）
- (4) 図書館資料の複写に関すること。（新設）
- (5) 利用者登録及び図書館利用証に関すること。（新設）
- (6) 図書館及び図書館資料の利用案内・広報，助言及び指導に関すること。（新設）
- (7) 文献調査等のレファレンスサービスに関すること。（新設）

第46条 情報企画係においては，次の事務をつかさどる（他の課及び係の所掌に属するものは除く。）。

- (1) 情報処理に係る企画及び立案に関すること。
- (2) 情報処理に関する知識及び技術の普及に関すること。
- (3) 業務システムの管理及び運用に関すること。
- (4) ネットワークに関すること。（新設）
- (5) 情報セキュリティに関すること。（新設）
- (6) 業務・システムの最適化に関すること。（新設）
- (7) その他事務の電算化に関すること。（新設）

第47条 専門職員（情報企画担当）は次の事務をつかさどる。

- (1) 情報基盤センターにおける情報システム機器の管理運用に関すること。
- (2) 情報基盤センターにおける情報システムを利用した教育研究，その他業務の支援に関すること。
- (3) データベースの整備活用及び学術情報の提供に関すること。
- (4) 学内LANの維持・管理及び学内外の情報通信に関すること。
- (5) 情報システムの研究開発及び技術指導に関すること。
- (6) その他情報基盤センターの目的達成に必要な業務に関すること。

（入試課）（新設）

第48条 入試課に入学試験係を置き，次の事務をつかさどる。

- (1) 入学者選抜についての総括及び連絡調整に関すること。

るものを除く。）。

- (2) 患者の公費負担医療に係る手続に関すること。

第46条 社会福祉係においては，次の事務をつかさどる。

- (1) 患者の社会的，経済的問題等の相談に関すること。
- (2) 地域の保健医療，福祉機関等との連携に関すること。
- (3) 退院援助に関すること。

第47条 医療安全係においては，次の事務をつかさどる。

- (1) 医療の安全管理に関すること。
- (2) 医事紛争に関すること。
- (3) インシデントに係る医療相談，苦情等に関すること。
- (4) 病院損害賠償保険に関すること。
- (5) 医療事故の報告に関すること。
- (6) 感染対策に関すること。

第48条 入院支援係においては，次の事務をつかさどる。

- (1) 病床の適正な管理に関すること。

- (2) 入学者選抜の実施に関すること。
 - (3) 入学試験委員会その他入学者選抜に係る委員会に関すること。
 - (4) 入学者選抜に係る調査統計その他諸報告に関すること。（新設）
 - (5) 入学者選抜に係る広報及び情報提供に関すること。（新設）
 - (6) 入学センターの事務に関すること。（新設）
 - (7) その他入学者選抜に関すること。（新設）
- （経営企画課）

第 49 条 経営企画課にその事務を分掌させるため、次の 6 係及び専門職員（経営戦略担当）を置く。

- (1) 病院庶務係
- (2) 病院企画係

- (3) 経営管理係
- (4) 医療情報係
- (5) 診療情報管理係
- (6) 包括医療管理係

（削除）
（削除）
（削除）

第 50 条 病院庶務係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 病院の庶務事務についての総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 病院運営委員会、病院長補佐会議、医長連絡会その他の会議に関すること（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 病院の調査統計その他諸報告に関すること。
- (4) 病院長秘書に関すること。
- (5) その他経営企画課所掌の事務のうち、他の係の所掌に属しない事務に関すること。

- (2) 入退院センターに関すること。
- (3) 医師事務作業補助に関すること。

第 49 条 入院係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 入院患者の保険診療等の診療報酬の審査に関すること。
- (2) 入院患者の保険診療等の診療報酬の請求及び査定に関すること。
- (3) 国保連合会との連絡調整に関すること。
- (4) 入退院患者の受付に関すること。
- (5) 入院患者の診療費の算定に関すること。
- (6) 入院患者の諸料金納付書の発行に関すること。
- (7) 入院患者の診療報酬明細書等の作成に関すること。
- (8) 包括評価に係る調査及び連絡調整に関すること。
- (9) 患者に係る諸証明の発行に関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。

第 50 条 外来係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 外来患者の保険診療等の診療報酬の審査に関すること。
- (2) 外来患者の保険診療等の診療報酬の請求及び査定に関すること。
- (3) 支払基金等との連絡調整に関すること。
- (4) 外来患者の受付に関すること。
- (5) 外来患者の診療費の算定に関すること。

(削除)

(削除)

(削除)

第51条 病院企画係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 病院に係る諸規程に関する事（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 医療法関係法令に基づく申請等に関する事。
- (3) 病院の評価に関する事。
- (4) 病院の広報に関する事。
- (5) 病院に係る個人情報に関する事。
- (6) 病院に係る国及び地方公共団体との連絡調整に関する事（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。

(削除)

第52条 経営管理係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 病院収入に係るデータの収集及び検証に関する事。
- (2) 病院収入に係るデータの整理、保管及び提供に関する事。
- (3) 病院費用に係るデータの収集及び検証に関する事。
- (4) 病院費用に係るデータの整理保管及び提供に関する事。
- (5) 病院管理会計システムの運用に関する事。

第53条 医療情報係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 医療情報及び医事情報システムについての総括及び連絡調整に関する事。
- (2) 医療情報用電子計算機（以下「電算機」という。）による情報収集と解析に関する事。
- (3) 電算機の利用に係る企画立案に関する事。
- (4) 電算機の利用に係る事務の調査及び分析に関する事。
- (5) 電算機による事務処理に必要なシステム分析、設計及びプログラミングに関する事。
- (6) 電算機並びに周辺機器等の維持管理及び運転操作に関する

(6) 外来患者の諸料金納付書の発行に関する事。

(7) 外来患者の診療報酬明細書等の作成に関する事。

(8) 患者に係る諸証明の発行に関する事（他の係の所掌に属するものを除く。）。

第51条 収納係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 診療費の収納、保管及び払込みに関する事。
- (2) 診療費の債権管理に関する事。
- (3) 診療費の調査決定に関する事。
- (4) 診療費に係る諸証明に関する事。
- (5) 診療費の督促等に関する事。
- (6) その他病院収入に関する事。

(学生支援課)

第52条 学生支援課にその事務を分掌させるため、次の5係を置く。

- (1) 学生総務係
- (2) 看護学科事務係
- (3) 教育企画係
- (4) 教務係
- (5) 大学院・留学生係

第53条 学生総務係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 中期目標・中期計画及び年度計画、大学の教育研究活動等の点検及び評価のうち学生支援課の所掌に関する事。
- (2) 調査統計及び諸報告に関する事。
- (3) 課外活動に関する事。
- (4) 学生及び学生団体に対する指導及び助言に関する事。
- (5) 課外活動施設・設備の管理及び使用に関する事。
- (6) 福利厚生施設・設備の管理及び使用に関する事。

こと。

(7) 電算機の利用に係るデータ及びファイルの管理に関すること。 (新設)

第 54 条 診療情報管理係においては、次の事務をつかさどる。

(1) 診療記録等の管理に関すること。

(2) 診療情報等の管理に関すること。

(3) 院内がん登録に関すること。

(削除)

第 55 条 包括医療管理係においては、次の事務をつかさどる。

(7) 大学祭、体育大会等の課外活動行事に関すること。

(8) 学生の集会及び掲示に関すること。

(9) 入学料及び授業料の免除、又はその徴収猶予に関すること。

(10) 各種奨学金に関すること。

(11) 各種保険に関すること。

(12) アルバイトに関すること。

(13) 下宿及びアパートに関すること。

(14) シューズロッカー及び更衣ロッカーの管理に関すること。

(15) 遺失物及び拾得物に関すること。

(16) 広報誌「かぐらおか」の発行に関すること。

(17) 学生生活のしおりの作成に関すること。

(18) 学生生活実態調査に関すること。

(19) 就職に関すること。

(20) 学友会に関すること。

(21) 学生相談に関すること。

(22) 新入生研修に関すること。

(23) 保健管理センターの事務に関すること。

(24) その他学生支援課の所掌事務のうち、他の係の所掌に属しない事務に関すること。

第 54 条 看護学科事務係においては、次の事務をつかさどる。

(1) 看護学科に所属する教員に関すること(他の課及び係の所掌に属するものを除く。)

(2) 看護学科の学生に関すること(他の課及び係の所掌に属するものを除く。)

(3) 看護学科に係る文書の收受に関すること。

(4) その他看護学科の事務に関すること。

第 55 条 教育企画係においては、次の事務をつかさどる。

(1) DPC 包括評価における DPC コーディングデータの点検及び精度評価に関すること。

(2) DPC 包括評価における DPC コーディングデータの統計に関すること。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

第 56 条 専門職員（経営戦略担当）は次の事務をつかさどる（他の課及び係の所掌に属するものは除く。）。

(1) 本院の医業収支に係る経営分析に関すること。

(2) 本院の経営改善の方策に係る提案、調査及び連絡調整に関すること。

(3) その他病院の経営戦略に関すること。

(削除)

(1) 教育センターの事務に関すること。

(2) 教務に関する総括及び連絡調整に関すること。

(3) 教育課程の編成に関すること。

(4) 入学及び卒業に関すること。

(5) 共用試験（OSCE, CBT）に関すること。

(6) 国家試験に関すること。

(7) 教育方法等の改善に関すること。

(8) 教務・厚生委員会等関係委員会に関すること。

(9) 教務・厚生補導関係の諸規程に関すること。

第 56 条 教務係においては、次の事務をつかさどる。

(1) 修学指導に関すること。

(2) 授業及び試験に関すること。

(3) 休学、転学、退学、除籍及び懲戒に関すること。

(4) 聴講生、特別聴講学生、科目等履修生等に関すること。

(5) 学業成績の記録及び管理に関すること。

(6) 学籍簿の記録及び管理に関すること。

(7) 学生証の発行に関すること。

(8) 各種証明書の発行に関すること。

(9) 学士の学位に関すること。

(10) 授業評価に関すること。

(11) 単位互換に関すること。

(12) 非常勤講師に関すること。

(13) 医学チュートリアルに関すること。

(14) 早期体験実習に関すること。

(15) 臨床実習（僻地医療実習を含む。）に関すること。

- (削除)
- (削除)
- (削除)
- (削除)

(医療支援課) (新設)

第57条 医療支援課にその事務を分掌させるため、次の9係を置く。

- (1) 医療支援係
- (2) 地域連携係
- (3) 社会福祉係
- (4) 医療安全係
- (5) 医療評価係
- (6) 入院支援係
- (7) 入院係
- (8) 外来係
- (9) 収納係 (新設)

(削除)

第58条 医療支援係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 医療支援課の所掌事務についての総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 社会保険等の診療契約に関すること。
- (3) 先進医療に関すること。
- (4) 治験に係る診療費に関すること。
- (5) 病院の診療に係る諸規程に関すること。 (新設)
- (6) 診療情報の提供に関すること。 (新設)
- (7) 患者の苦情相談に関すること(他の係の所掌に属するものを除く。) (新設)
- (8) 病院内の案内に関すること。 (新設)
- (9) 病院におけるボランティア活動に関すること。 (新設)

- (16) 臨地看護学実習に関すること。
- (17) 関連教育病院に関すること。
- (18) 実習教育関係の委員会に関すること。
- (19) 受託実習生等に関すること。

第57条 大学院・留学生係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学院に係る前条第1号及び第3号から第8号までに掲げる事務に関すること。
- (2) 教育課程の編成及び授業に関すること。
- (3) 研究生及び特別研究学生等に関すること。
- (4) 外国人留学生に関すること。
- (5) 修士、博士の学位に関すること。
- (6) 学位論文に関すること。
- (7) ティーチング・アシスタントに関すること。
- (8) 大学院関係の委員会に関すること。

(図書館情報課)

第58条 図書館情報課にその事務を分掌させるため、次の4係及び専門職員(情報企画担当を置く。

- (1) 図書館総務係
- (2) 情報管理係
- (3) 情報サービス係
- (4) 情報企画係

- (10) ファミリーハウスに関すること。（新設）
- (11) 病院ライブラリーに関すること。（新設）
- (12) その他医療支援課所掌の事務のうち、他の係に属しない事務に関すること。（新設）

第59条 地域連携係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 地域の医療機関等との連携に関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 患者の公費負担医療に係る手続に関すること。
 - (削除)
 - (削除)
 - (削除)
 - (削除)
 - (削除)

第60条 社会福祉係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 患者の社会的、経済的問題等の相談に関すること。
- (2) 地域の保健医療、福祉機関等との連携に関すること。
- (3) 退院援助に関すること。
 - (削除)
 - (削除)
 - (削除)
 - (削除)

第61条 医療安全係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 医療の安全管理に関すること。
- (2) 医事紛争に関すること。
- (3) インシデントに係る医療相談、苦情等に関すること。
- (4) 病院損害賠償保険に関すること。
- (5) 医療事故の報告に関すること。
- (6) 感染対策に関すること。

第59条 図書館総務係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 図書館事務についての総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 図書館の調査統計その他諸報告に関すること。
- (3) 図書館委員会その他会議に関すること。
- (4) 図書館の諸規程に関すること。
- (5) 図書館資料の会計経理に関すること。
- (6) 研究フォーラムの発行に関すること。
- (7) その他図書館情報課の所掌事務のうち、他の係の所掌に属しない事務に関すること。

第60条 情報管理係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 図書館資料の選定に関すること。
- (2) 図書館資料の受入、登録及び管理に関すること。
- (3) 図書館資料の整理（分類、目録、装備等）に関すること。
- (4) 図書館資料の保存及び配架に関すること。
- (5) 図書館資料の製本に関すること。
- (6) 図書館の電子計算機管理に関すること。
- (7) 旭川医科大学学術成果リポジトリの管理に関すること。

第61条 情報サービス係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 図書館資料の閲覧及び貸出しに関すること。
- (2) 図書館施設・設備の利用に関すること。
- (3) 図書館資料の相互利用に関すること。
- (4) 図書館資料の複写に関すること。
- (5) 利用者登録及び図書館利用証に関すること。
- (6) 図書館及び図書館資料の利用案内・広報、助言及び指導に関すること。

(削除)

第62条 医療評価係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 高難度医療管理センターに関すること。
- (2) 高難度新規医療技術の提供に関すること。
- (3) 看護師特定行為研修修了後の特定行為の実施に関すること。
- (4) その他医療の安全管理に関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。

(削除)

(削除)

(削除)

第63条 入院支援係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 病床の適正な管理に関すること。
- (2) 入退院センターに関すること。
- (3) 医師事務作業補助に関すること。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

第64条 入院係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 入院患者の保険診療等の診療報酬の審査に関すること。
- (2) 入院患者の保険診療等の診療報酬の請求及び査定に関すること。
- (3) 国保連合会との連絡調整に関すること。
- (4) 入退院患者の受付に関すること。
- (5) 入院患者の診療費の算定に関すること。
- (6) 入院患者の諸料金納付書の発行に関すること。

(7) 文献調査等のレファレンスサービスに関すること。

第62条 情報企画係においては、次の事務をつかさどる（他の課及び係の所掌に属するものは除く。）。

- (1) 情報処理に係る企画及び立案に関すること。
- (2) 情報処理に関する知識及び技術の普及に関すること。
- (3) 業務システムの管理及び運用に関すること。
- (4) ネットワークに関すること。

(5) 情報セキュリティに関すること。

(6) 業務・システムの最適化に関すること。

(7) その他事務の電算化に関すること。

第63条 専門職員（情報企画担当）は次の事務をつかさどる。

- (1) 情報基盤センターにおける情報システム機器の管理運用に関すること。
- (2) 情報基盤センターにおける情報システムを利用した教育研究、その他業務の支援に関すること。
- (3) データベースの整備活用及び学術情報の提供に関すること。
- (4) 学内LANの維持・管理及び学内外の情報通信に関すること。
- (5) 情報システムの研究開発及び技術指導に関すること。
- (6) その他情報基盤センターの目的達成に必要な業務に関すること。

(入試課)

第64条 入試課に入学試験係を置き、次の事務をつかさどる。

- (1) 入学者選抜についての総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 入学者選抜の実施に関すること。
- (3) 入学試験委員会その他入学者選抜に係る委員会に関すること。
- (4) 入学者選抜に係る調査統計その他諸報告に関すること。
- (5) 入学者選抜に係る広報及び情報提供に関すること。
- (6) 入学センターの事務に関すること。

- (7) 入院患者の診療報酬明細書等の作成に関すること。
- (8) 包括評価に係る調査及び連絡調整に関すること。(新設)
- (9) 患者に係る諸証明の発行に関すること(他の係の所掌に属するものを除く。)(新設)

第65条 外来係においては、次の事務をつかさどる。(新設)

- (1) 外来患者の保険診療等の診療報酬の審査に関すること。
- (2) 外来患者の保険診療等の診療報酬の請求及び査定に関すること。
- (3) 支払基金等との連絡調整に関すること。
- (4) 外来患者の受付に関すること。
- (5) 外来患者の診療費の算定に関すること。
- (6) 外来患者の諸料金納付書の発行に関すること。
- (7) 外来患者の診療報酬明細書等の作成に関すること。
- (8) 患者に係る諸証明の発行に関すること(他の係の所掌に属するものを除く。)

第66条 収納係においては、次の事務をつかさどる。(新設)

- (1) 診療費の収納、保管及び払込みに関すること。
- (2) 診療費の債権管理に関すること。
- (3) 診療費の調査決定に関すること。
- (4) 診療費に係る諸証明に関すること。
- (5) 診療費の督促等に関すること。
- (6) その他病院収入に関すること。

附 則

この規程は、令和3年8月23日から施行し、改正後の旭川医科大学事務局事務分掌規程は、令和3年4月1日から適用する。

【改正理由】

令和3年4月1日付けの事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行

- (7) その他入学者選抜に関すること。

うとともに、規定の整備を図るものである。